

暴走族の追放に向けて

暴走族の爆音・暴走行為は、住民の平穏な生活を妨害するだけでなく、一般車両や歩行者に多大な危険や迷惑を及ぼしています。

みんなで、「暴走をしない、させない、見に行かない」の3ない運動を徹底し、地域ぐるみで暴走族を追放しましょう。

○ 暴走族とは

自動車やオートバイの運転に関し、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為を集団で行い、又は行うおそれがある者をいいます。

つまり、車両が集団になって、爆音を立てながら蛇行運転、信号無視等のあらゆる交通違反を繰り返しながら暴走するもので、これによって、一般の通行車（者）が危険や迷惑を受けています。



○ 暴走行為等に関する罰則について

暴走行為や改造車両の運転をすれば、懲役刑や罰金刑などの刑事罰の他に、運転免許の取り消しなどの行政処分が科せられ、厳しく処罰されます。

主なものとして、次のような罰則があります。

① 共同危険行為等の禁止違反（道交法第68条）

集団で、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をすると「共同危険行為等禁止違反」になります。

※ 罰則・・・2年以上の懲役又は50万円以下の罰金

※ 違反点数・・・25点（運転免許の取消し、免許取消し後の欠格期間2年）

② 整備不良車両の運転の禁止違反（道交法第62条）

保安基準に適合しないマフラーを取り付ける等の改造をしたり、交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある整備不良車両を運転すると「整備不良違反」になります。

※ 罰則・・・3ヶ月以下の懲役、又は5万円以下の罰金

※ 違反点数・・・1～2点

③ 消音器不備車両の運転禁止違反（道交法第71条の2）

消音器の取り外し、切断、又は排気口以外に開口したマフラーを取り付けた車両を運転すると「消音器不備違反」になります。

※ 罰則・・・5万円以下の罰金

※ 違反点数・・・2点

④ 騒音運転の禁止違反（道交法第71条第5号の3）

正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすような「急発進」「急加速」「空吹き」を伴う運転をすると「騒音運転違反」になります。

※ 罰則・・・5万円以下の罰金

※ 違反点数・・・2点

○ 暴走族の傾向

最近の暴走族は、法律の整備や徹底した取締りにより、グループ化した大集団での暴走は影をひそめ、少人数がゲリラ的に出没して信号無視等の交通違反を繰り返す形態の暴走行為に変化しています。

○ 追放に向けての取り組み

・ 暴走族取締り

交通指導課は、警察署や交通機動隊と連携して、覆面パトカー等で暴走車両を追跡し、写真やビデオカメラによる探証活動を行い、共同危険行為やナンバー隠ぺい等の禁止違反等の検挙を徹底し、暴走族を封圧しています。

・ 関係機関、団体との連携

青少年の健全育成と、暴走族による暴走をさせない社会づくりのために、学校や保護観察所等と連携して広報啓発活動を推進し、暴走族(行為)追放の気運の高揚に努めています。

○ 学校、家庭、職場での注意やお願い

- ・ 暴走をさせない。
- ・ 子供に深夜外出をさせない。
- ・ 車やバイクの改造をさせない、見過ごさない。



○ 県民の皆様へお願い

暴走族による暴走行為を未然に防ぐため、暴走族が集合していたり、車やバイクの改造をしているのを見かけたら、早めに110番、または最寄りの警察署に通報をお願いします。

また、暴走に使用するバイクの盗難も発生していることから、盗難防止のためバイクの保管を確実に行いましょう。

**大分県警察本部交通部交通指導課
暴走族対策係**